

補聴器の購入費の助成をします

【瀬戸内市高齢者補聴器購入費助成事業】

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている住民税非課税世帯の高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用を助成します。

申請できる人 下記①～⑥の条件をすべて満たしている人

- ① 市内に住民登録がある人
- ② 満65歳以上の人
- ③ 住民税非課税**世帯**の人
- ④ 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ⑤ 耳鼻科の医師により補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書をもとにもらえる人
- ⑥ 過去にこの助成を受けていない人



助成額 補聴器購入に係る費用の内、上限50,000円まで

・助成は**一人1回限り**です。修理代や文書料は対象になりません。

- | | | |
|-----------------------|---|------------|
| 例：片耳のみ100,000円の補聴器を購入 | → | 助成額50,000円 |
| 両耳で計300,000円の補聴器を購入 | → | 助成額50,000円 |

申請する前に

- ・助成金**交付決定前**に購入した補聴器は**助成対象外**です。ご注意ください。
- ・補聴器は高額なものがあり、また購入すると返品が出来ない事も多いので、よく家族や医師と相談してから申請しましょう。
- ・補聴器を着けても若い頃のようにすぐによく聞こえるようになるわけではありません。補聴器を通して聞こえる音に慣れるためのトレーニングが必要です。購入店で段階を踏んで調整し、ご自身の最適を見つける必要があります。

お問い合わせ先

瀬戸内市 健康福祉部 健康長寿課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1

(瀬戸内市役所 本庁西棟 1階)

TEL 0869-24-8869 FAX 0869-24-8840



☆「手続きの流れ」と「必要なもの」は裏面をご覧ください☆

手続きの流れ



①市役所・支所・出張所で申請書等もらう

②耳鼻科を受診。**補聴器適合に関する診療情報提供書**を作成してもらう

※医療費控除もお考えの場合は
補聴器相談医へご相談ください

★注！助成金交付
決定前に購入した補聴器は
助成対象外です！
必ず⑤まで完了した後、
購入してください！

③②を基に認定補聴器専門店
もしくは、認定補聴器技能者に
見積書を作成してもらう

必要なもの

④申請書等を提出

1. 申請書
2. ②の補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
3. ③の見積書(宛名が対象者のもの)
4. 認定補聴器技能者カードの写し(技能者作成の場合)
5. 対象者の属する世帯全員の所得・課税証明書
(瀬戸内市の公簿で確認できない方のみ)

(1週間程度)



⑤市役所から助成金交付決定通知書が届く

★注！③の
見積書を作成したお店で
見積書と同じ補聴器を購入
してください！

⑥補聴器を購入



必要なもの

⑦決定日から2か月以内に助成金請求書等を提出

1. 助成金請求書
2. 領収書
(宛名が対象者のもの)
3. 通帳のコピー

(1か月程度)

⑧市役所から助成金の振込

★注！本人名義の
口座が必要です！

★注！日付が②情報提供書→③見積書→④申請書→⑤決定通知書→⑥領収書の順か確認を！